

議案第 11 号

区議会提出議案に関する意見聴取

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 10 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。



6世総第624号
令和7年2月4日

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案 件 名

- (1) 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- (6) 世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例
- (7) 世田谷区立郷土資料館条例の一部を改正する条例

2 案 文

別紙のとおり

3 提案議会

令和7年第1回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和7年2月10日（月）

5 担 当

総務部総務課総務係 齋藤 内線2064

議案第 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 子育て部分休暇について定めるとともに、育児休業、介護休業等育児又は
家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴い、規定の整備を図る必要
があるので、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区
条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第2項中「第11条の3第1項及び第3項」の次に「並びに第
18条の3第1項」を加え、「任命権者」を「教育委員会」に改める。

第11条の2（見出しを含む。）中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達
するまでの」に改める。

第11条の3の見出しを削る。

第17条第1項各号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第18条第1項中「定める者」の次に「（第18条の4第1項において「対象家族
」という。）」を加える。

第18条の2の次に次の3条を加える。

（子育て部分休暇）

第18条の3 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達
する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31
日までの間にある当該職員の子その他規則で定める子を養育するため、1日の勤務
時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし
て、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、
教育委員会規則で定める。

（対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の4 教育委員会は、職員が対象家族が当該職員の介護を必要とする状況に
至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するも
のとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介
護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせると
ともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」とい
う。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定め
る措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月
1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせ

なければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の5 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成12年 3 月13日 条例第21号 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限) 第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2 第1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1 項第3 号の規定により同法第6 条の4 第2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1 項及び第3 項並びに第11条の3 第1 項及び第3 項並びに第18条の3 第1 項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「配偶者等」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5 時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成12年 3 月13日 条例第21号 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限) 第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2 第1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1 項第3 号の規定により同法第6 条の4 第2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1 項及び第3 項並びに第11条の3 第1 項及び第3 項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「配偶者等」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5 時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。
2 前項の規定は、要介護者（第18条第1 項に規定する日常生活を営	2 前項の規定は、要介護者（第18条第1 項に規定する日常生活を営

改正後	改正前
むことに支障がある者をいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項並びに第18条の3第1項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「配偶者等」という。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜における勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。 (<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)	むことに支障がある者をいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「配偶者等」という。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜における勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。 (<u>3歳に満たない</u>子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

改正後	改正前
第11条の2 教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。	第11条の2 教育委員会は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない</u>子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない</u>子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。 <u>(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u>
第11条の3 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。 (特別休暇)	第11条の3 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。 (特別休暇)
第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別	第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別

改正後	改正前
の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 (1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、<u>子の看護等休暇</u>及び短期の介護休暇 (2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、<u>子の看護等休暇</u>及び短期の介護休暇 2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。 (介護休暇) 第18条 教育委員会は、職員がその配偶者等、父母、子、配偶者等の父母その他教育委員会規則で定める者（<u>第18条の4第1項において「対象家族」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。 2 介護休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。 (介護時間) 第18条の2 教育委員会は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1	の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 (1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、<u>子の看護休暇</u>及び短期の介護休暇 (2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、<u>子の看護休暇</u>及び短期の介護休暇 2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。 (介護休暇) 第18条 教育委員会は、職員がその配偶者等、父母、子、配偶者等の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。 2 介護休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。 (介護時間) 第18条の2 教育委員会は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1

改正後	改正前
日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。 2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。	日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。 2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。
<u>（子育て部分休暇）</u> <u>第18条の3 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他規則で定める子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</u> <u>2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</u> <u>（対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> <u>第18条の4 教育委員会は、職員が対象家族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。</u> <u>2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>3 教育委員会は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由</u>	

改正後	改正前
<u>として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第18条の5 教育委員会は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> <u>附 則 (令和 年 月 日条例第 号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(施行前の準備)</u> <u>2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</u>	